

## 南房総市の給与・定員管理等について

### 1 総括

#### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

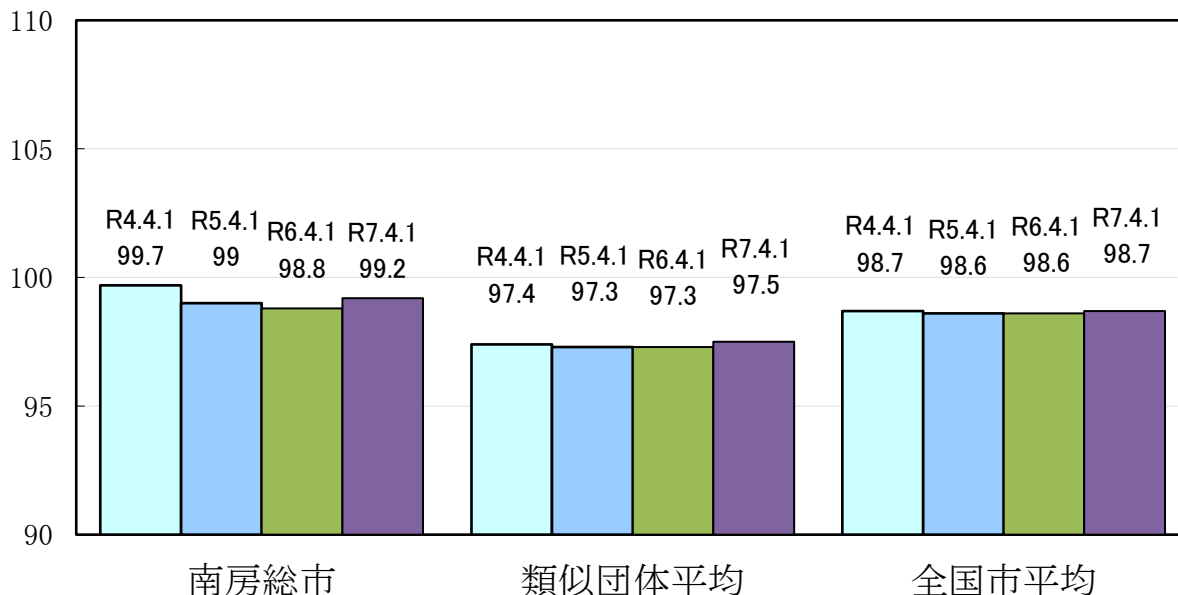
区分	住民基本台帳人口 (令和7年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和5年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
令和6年度	34,066	26,210,124	1,042,540	4,510,470	17.2	16.4

#### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与				計 B	(参考) 一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当				
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
令和6年度	437	1,762,133	213,735	710,676	2,686,544	6,148	6,123	

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
 2 職員数は、令和6年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。  
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

#### (3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。  
 2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。（補正前のラスパイレス指数×（1+当該団体の地域手当支給割合）／（1+国の指定基準に基づく地域手当支給割合）により算出。）  
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。  
 4 ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

※ 令和6年4月1日のラスパイレス指数が、①3年連続で上昇している場合、②100を超えている場合について、その理由（給与制度又はその運用を踏まえ記載すること）

(4) 給与改定の状況（人事委員会を設置していないため記載不要）

(5) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）の実施状況について

【概要】国家公務員給与においては、行政職俸給表（一）において3級から7級までの初号近辺の号俸をカットし、これらの給の初号の俸給月額を引き上げを行うとともに、8級から10級の隣接する級間での俸給月額の重なりを解消等を行っている。その他、各種手当について見直しを行っている。

①給料表の見直し

[ 実施 ]

実施内容（実施（実施予定）時期、具体的な実施内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）令和7年4月1日  
 （内容）  
 ・国の人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告を勘案し、行政職3級から7級までの初号近辺の号給をカットし、初号の給料月額を引き上げを実施。  
 ・行政職8級の給料体系をより職責を重視したものとし、現行の号給の大きくくり化を実施。  
 ・その他、各種手当について見直しを実施。  
 ・医療職給料表の級別基準職務表の副院長の区分を改正。

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合）国基準0%に対し、南房総市においても2%を支給。  
 （実施時期）令和7年4月1日より実施。段階的に支給割合を引き上げることとし、令和7年4月1日時点は2%、令和8年4月1日は4%を支給。

（参考）

	各年度の支給割合		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
国基準による支給割合			
南房総市の支給割合	0%	2%	4%

③その他の見直し内容

国の人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告を勘案し、扶養手当、管理職員特別勤務手当及び定年前再任用短時間勤務職員等に対する住居手当について、見直しを実施。（令和7年4月1日実施）

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和7年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢 (歳・月)	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
南房総市	46.0 歳	343,189 円	387,530 円	361,779 円
千葉県	39.8 歳	315,893 円	424,453 円	370,183 円
国	41.9 歳	332,237 円	— 円	414,480 円
類似団体	42.6 歳	327,221 円	383,976 円	354,371 円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢 (歳・月)	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
南房総市	53.7 歳	14人	285,121 円	309,458 円	290,514 円	—	—	—	—
うち用務員	53.8 歳	4人	285,475 円	291,805 円	285,475 円	他に分類されない 運搬・清掃・包装 等従事者	49.6 歳	246,200 円	1.19
うち運転手	57.3 歳	1人	319,400 円	349,234 円	319,400 円	乗用自動車運転者 (タクシー運転者を 除く)	57.0 歳	287,600 円	1.21
うち清掃職員	53.5 歳	7人	291,114 円	329,175 円	301,900 円	廃棄物処理業 従業員	48.0 歳	320,600 円	1.03
千葉県	50.8 歳	267人	299,845 円	361,290 円	336,977 円	—	—	—	—
国	51.3 歳	1,703人	294,567 円	—	337,907 円	—	—	—	—
類似団体	52.3 歳	10人	312,166 円	339,859 円	325,721 円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 （C）	民間 （D）	C/D
南房総市	—	—	—
うち用務員	4,836,841 円	3,247,300 円	1.49
うち運転手	5,654,936 円	3,640,300 円	1.55
うち清掃職員	5,351,448 円	4,457,900 円	1.20

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。（令和4年～6年の3ヶ年平均）

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

### ③小・中学校（幼稚園）教育職

区 分	平均年齢 （歳・月）	平均給料月額	平均給与月額
南房総市	39.3 歳	318,542 円	328,338 円
千葉県	39.6 歳	359,710 円	428,310 円
類似団体	40.8 歳	314,249 円	348,456 円

（注）1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当を除いたもの）で算出している。

## (2) 職員の初任給の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		南房総市	千葉県	国
一般行政職	大 学 卒	225,600 円	225,600 円	220,000 円
	高 校 卒	194,500 円	194,500 円	188,000 円
技能労務職	高 校 卒	185,700 円	192,500 円	— 円

（注）1 南房総市の技能労務職の初任給は技能職と労務職の平均額である。

## (3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	274,675 円	350,280 円	383,638 円	425,600 円
	高 校 卒	9年 251,000 円	304,500 円	24年以上27年未満 344,475 円	378,167 円
技能労務職	高 校 卒	— 円	— 円	24年 281,300 円	285,800 円

（注）1 表の区分に該当者がいない場合等には、近似の区分との平均値を記載しています。

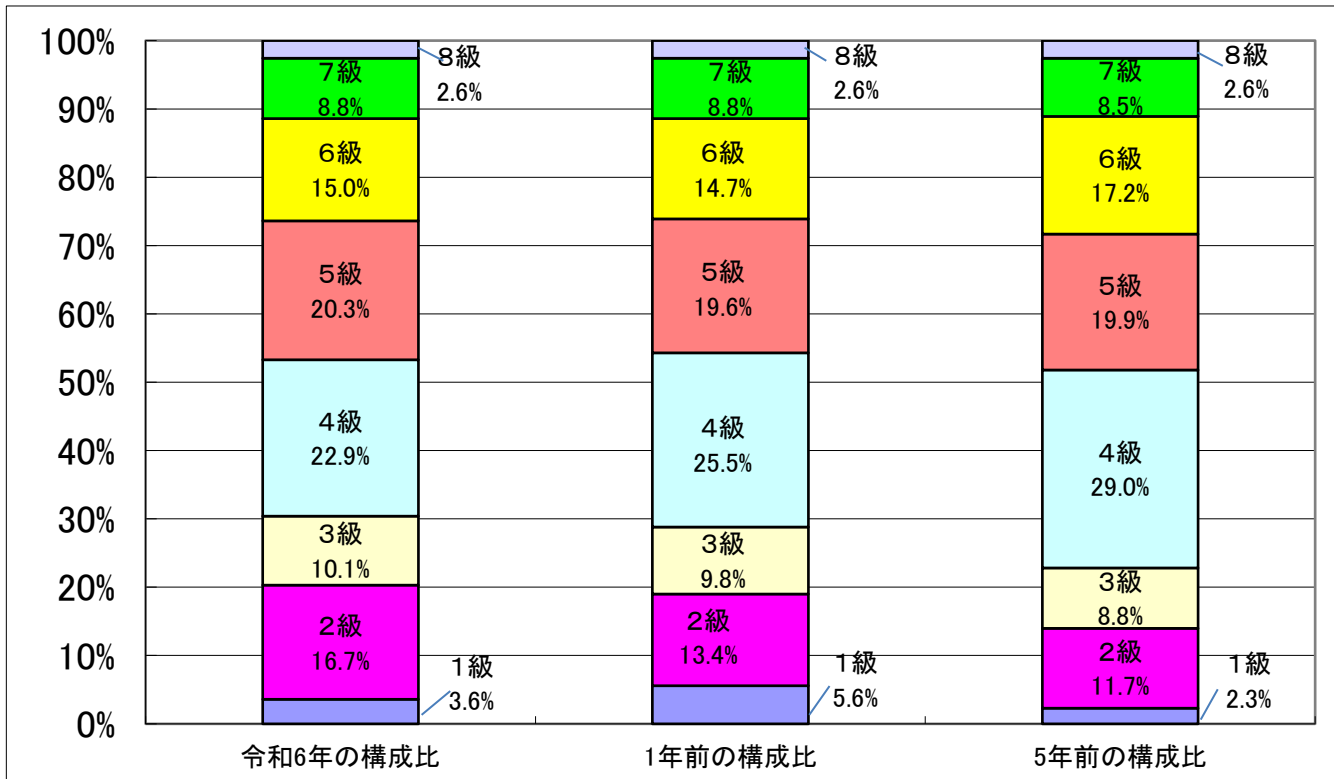
2 表の区分及び近似の区分に該当職員がいない場合は「—」としています。

### 3 一般行政職の級別職員数等の状況

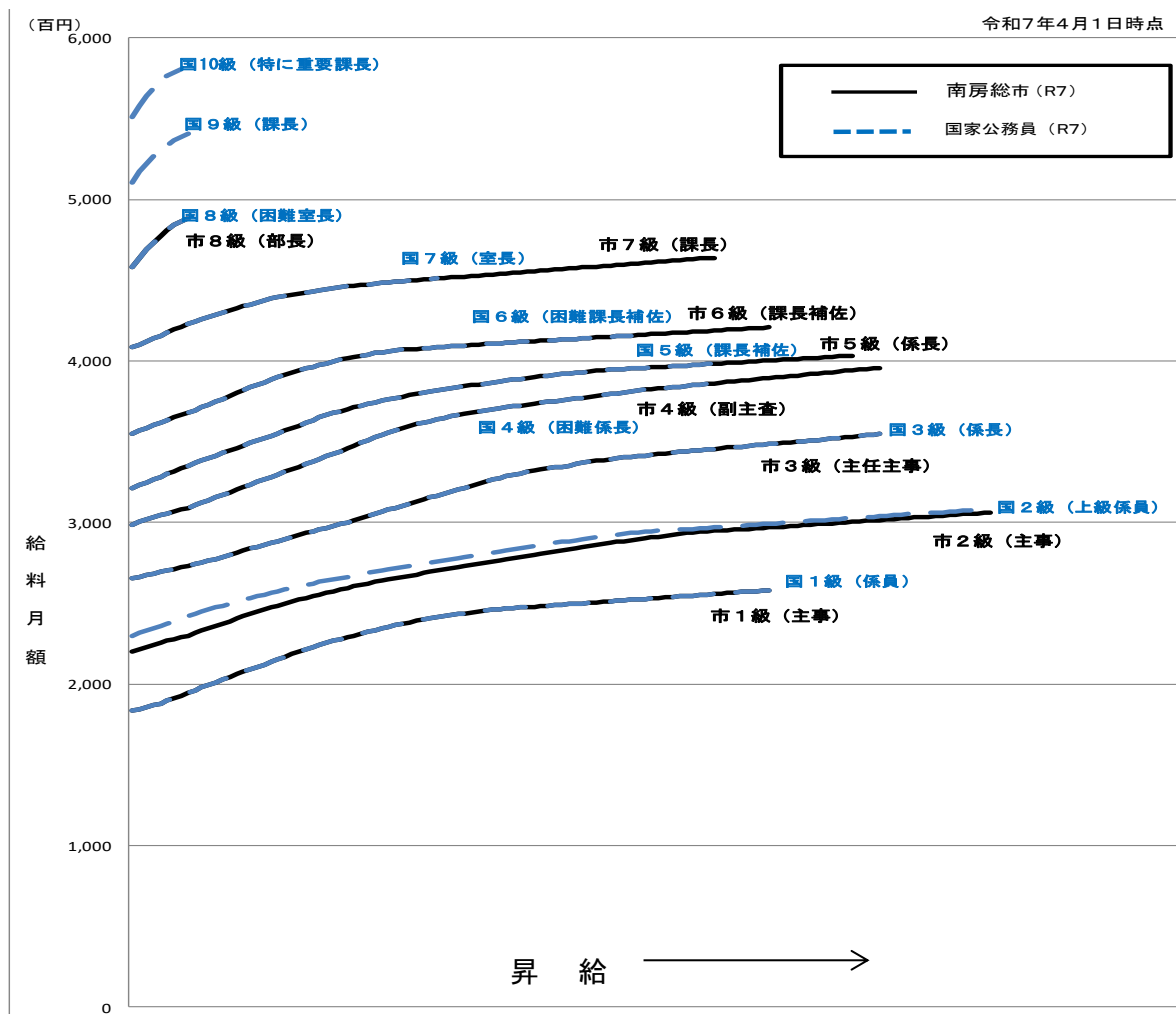
#### (1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和7年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
8級	部長	8人	2.6%	458,300円	488,500円
7級	課長、所長、主幹	27人	8.8%	408,300円	463,900円
6級	課長補佐、副主幹	46人	15.0%	355,200円	420,700円
5級	係長、主査	62人	20.3%	321,300円	403,200円
4級	係長、副主査	70人	22.9%	298,800円	395,700円
3級	主任主事、主任技師	31人	10.1%	265,300円	354,700円
2級	主事、技師	51人	16.7%	220,000円	306,200円
1級	主事、技師	11人	3.6%	183,500円	258,100円

- (注) 1 南房総市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和7年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（南房総市）

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している				
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）	○		○	
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期	未定		未定	

#### 4 職員の手当の状況

##### (1) 期末手当・勤勉手当

南 房 総 市	千 葉 県	国
1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,601 千円	1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,829 千円	—
(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.400) 月分 (1.000) 月分 (支給割合が国の支給割合又は都道府県の人事委員会が勧告した支給割合のいずれか大きい方の支給割合を上回っている場合、その理由)	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.400) 月分 (1.000) 月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.400) 月分 (1.000) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~20% (国を上回る加算措置となっている場合、その理由)	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~20% ・管理職加算 15%・25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~20% ・管理職加算 10%~25%

(注) ( )内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

##### ○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（南房総市）

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	
上位、標準の成績率		○		○
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）	/		/	
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

##### (2) 退職手当（令和7年4月1日現在）

南 房 総 市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
調整率	/100		調整率	83.7 /100	
(国を上回る割合としている場合、その理由)			(国を上回る割合としている場合、その理由)		
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (割増率2%~20%)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (割増率2%~45%)	
(退職時特別昇給 なし)			(退職時特別昇給 なし)		
(退職時特別昇給を設けている理由)			(退職時特別昇給を設けている理由)		
1人当たり平均支給額	17,492 千円		1人当たり平均支給額		

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）		－ 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）		－ 千円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度（支給割合）
－	0 %	－ 人	0 %
支給割合が国の制度による支給割合を上回る場合、その理由			

(4) 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）		978 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）		139,714 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和6年度）		1.6 %		
手当の種類（手当数）		7 種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（令和6年度）	左記職員に対する支給単価
行旅死亡人取扱作業手当	社会福祉課職員	行旅死亡人の処理作業	0 千円	1件当たり 1,000円
行旅病人取扱作業手当	社会福祉課職員	行旅病人の救護作業	0 千円	1件当たり 500円
防疫手当	健康支援課職員	防疫作業	0 千円	1件当たり 400円
塵芥処理作業手当	清掃センター職員	塵芥処理作業	984 千円	日額 800円
収集業務手当	衛生センター職員	し尿の収集業務	0 千円	日額 1,000円
処理業務手当	衛生センター職員	し尿の処理業務	0 千円	日額 1,000円
災害応急作業手当	災害対応部署職員	災害応急作業	24 千円	日額 1,080円以内

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和5年度決算）	60,967 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	157 千円
支給実績（令和6年度決算）	85,415 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	214 千円

（注）職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和6年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) 寒冷地手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）		－ 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）		－ 円	
支給対象地域	世帯主等の区分	支給額（月額）	
－	－	－ 円	
国と異なる制度がある場合はその内容と、国の制度を上回る場合はその理由			

(7) その他の手当 (令和7年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配偶者 3,000円</li> <li>・子 11,500円</li> <li>・父母等 6,500円</li> </ul> (行政職8級の扶養親族1人に係る手当額) <ul style="list-style-type: none"> <li>・配偶者 0円</li> <li>・父母等 3,500円)</li> <li>・満16歳の年度始めから満22歳の年度末までの子1人5,000円加算</li> </ul>	同じ		45,208 千円	231,836 円
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・借家 (月額16,000円を超える場合)</li> <li>・家賃月額に応じて支給 (限度額 月額28,000円)</li> </ul>	同じ		15,758 千円	258,328 円
通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通機関等利用者 定期代等全額支給</li> <li>・交通用具等利用者 通勤距離に応じて支給 (限度額 月額54,300円)</li> </ul>	異なる	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通機関等利用者 55,000円までは全額支給</li> <li>・交通用具等利用者 通勤距離に応じて支給 (限度額 月額31,600円)</li> </ul>	40,011 千円	91,979 円
宿日直手当	宿日直勤務を命じられた場合には、その勤務1回につき4,700円を支給	同じ		4,233 千円	16,600 円
休日勤務手当	休日において正規の勤務時間中に勤務した場合1時間につき、1時間当たりの給与額の135%を支給	同じ		0 千円	0 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に20,800円～51,700円を支給	異なる	46,300円～130,300円	21,054 千円	397,245 円
管理職員特別勤務手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理職手当支給職員が緊急の必要により休日等に勤務した場合は8,000円～10,000円を支給</li> <li>6時間を超える場合は5割増</li> <li>・管理職手当支給職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により平日深夜に勤務した場合は4,000円～5,000円を支給</li> </ul>	異なる	6,000円～12,000円 6時間を超える場合は5割増	1,078 千円	29,135 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に対し、1時間当たりの給与額の25%を支給	同じ		0 千円	0 円
災害派遣手当	災害対策基本法等により災害応急対策又は災害不復旧のため住所を離れて南房総市の区域内に滞在することを要する場合。1日につき3,970円～6,620円を支給			0 千円	0 円

## 5 特別職の報酬等の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額	等
給 料	市 長	830,000 円 ( - 円)	(参考) 類似団体における最高/最低額 985,000 円 / 391,500 円	
	副 市 長	694,000 円 ( - 円)	790,000 円 / 420,000 円	
報 酬	議 長	413,000 円	545,000 円 / 230,000 円	
	副 議 長	360,000 円	475,000 円 / 200,000 円	
	議 員	337,000 円	442,000 円 / 180,000 円	
期 末 手 当	市 長	(令和6年度支給割合)		
	副 市 長	4.60	月分	
退 職 手 当	議 長	(令和6年度支給割合)		
	副 議 長	4.60	月分	
退 職 手 当	市 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副 市 長	830,000×在職月数×0.35	13,944,000円	任期毎
	副 市 長	694,000×在職月数×0.25	8,328,000円	任期毎
備 考				

- (注) 1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額である。  
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

## 6 職員数の状況

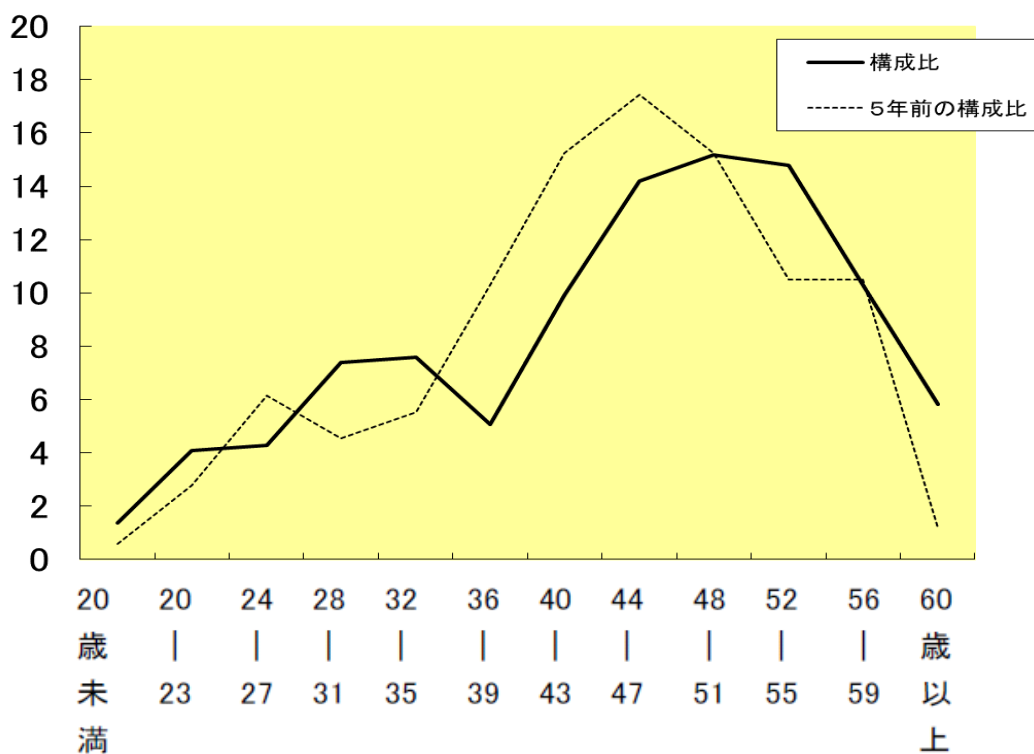
### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由	
		令和6年	令和7年			
普 通 会 計 部 門	議 会	5	5	0		
	一 般 行 政 部 門	総務・企画	100	99	△ 1	暫定再任用から会計年度へ 加配解除による
		税務	26	25	△ 1	
		民生	82	83	1	定年前再任用短時間から暫定再任用フルタイムへ
		衛生	46	46	0	
		農林水産	31	29	△ 2	復興支援業務終了、任期付職員任期満了
		商工	20	19	△ 1	新規採用職員不足による
		土木	27	27	0	
	計	337	333	△ 4	<参考> 人口1万当たり職員数 97.75 人 (類似団体の人口1万当たり職員数 86.20 人)	
	教 育 部 門	100	99	△ 1	暫定再任用フルタイムから短時間へ	
消 防 部 門						
小 計	437	432	△ 5	<参考> 人口1万当たり職員数 126.81 人 (類似団体の人口1万当たり職員数 110.71 人)		
公 営 企 業 計 等 部 門	病 院	39	40	1	不在職種採用による	
	水 道	20	20	0		
	その他事業	21	22	1	育児休業職員の補てん	
	小 計	80	82	2		
合 計	517	514	△ 3	<参考> 人口1万当たり職員数 150.88 人		
		[ 590 ]	[ 590 ]	[ 0 ]		

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。  
 2 [ ]内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況（令和7年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	7人	21人	22人	38人	39人	26人	51人	73人	78人	76人	53人	30人	514人

(3)職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	337	340	335	343	337	333	△4 (△1.2%)
教育	93	90	84	87	100	99	6 (6.5%)
普通会計計	430	430	419	430	437	432	2 (0.5%)
公営企業等会計計	75	76	79	82	80	82	7 (9.3%)
総合計	505	506	498	512	517	514	9 (1.8%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

## 7 公営企業職員の状況

### (1) 水道事業

#### ① 職員給与費の状況

##### ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和5年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和 6年度	千円 1,494,488	千円 -57,063	千円 201,244	% 13.5	% 14.0

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 市町村平均 一人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和 6年度	人 20	千円 79,949	千円 11,724	千円 32,543	千円 124,216	千円 6,211	千円 6,316

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
 2 職員数は、令和7年3月31日現在の人数である。  
 3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

##### イ 特記事項

なし

#### ② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和7年4月1日現在）

区 分	平均年齢 (歳・月)	基本給	平均月収額
南房総市（水道事業）	45.9 歳	335,160 円	528,572 円
団 体 平 均	45.8 歳	345,838 円	524,813 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

#### ③ 職員の手当の状況

##### ア 期末手当・勤勉手当

南房総市(水道事業)		南房総市(一般行政職)	
1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,627 千円		1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,601 千円	
(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 (1.400) 月分		(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 (1.400) 月分	
勤勉手当 2.10 月分 (1.000) 月分		勤勉手当 2.10 月分 (1.000) 月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~20%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~20%	

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和7年4月1日現在）

南房総市（水道事業）			南房総市（一般行政職）		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.270750 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709000 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.7090 月分	47.709000 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 （割増率2%～20%）		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 （割増率2%～20%）	
（退職時特別昇給	なし）		（退職時特別昇給	なし）	
1人当たり平均支給額	20,976	千円	1人当たり平均支給額	17,492	千円

（注）1 水道事業における退職手当の1人当たり平均支給額は、令和4年度から令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当

（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）			－ 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）			－ 円
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給割合）
－	0 %	－ 人	0 %

エ 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）		0 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）		0 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和6年度決算）		0.0 %		
手当の種類（手当数）		1 種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（令和5年度決算）	左記職員に対する支給単価
劇物毒物取扱手当	浄水場管理係	劇物毒物取扱	0 千円	1日 200円

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和5年度決算）	2,944 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	155 千円
支給実績（令和6年度決算）	3,649 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	192 千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和6年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配偶者 3,000円</li> <li>・子 11,500円</li> <li>・父母等 6,500円</li> </ul> (行政職8級の扶養親族1人に係る手当額) <ul style="list-style-type: none"> <li>・配偶者 0円</li> <li>・父母等 3,500円)</li> <li>・満16歳の年度始めから満22歳の年度末までの子1人5,000円加算</li> </ul>	同		3,216 千円	268,000 円
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・借家 (月額16,000円を超える場合)</li> <li>・家賃月額に応じて支給 (限度額 月額28,000円)</li> </ul>	同		1,316 千円	329,000 円
通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通機関等利用者 定期代等全額支給</li> <li>・交通用具等利用者 通勤距離に応じて支給 (限度額 月額54,300円)</li> </ul>	同		2,135 千円	112,368 円
宿日直手当	宿日直勤務を命じられた場合には、その勤務1回につき7,700円を支給	異	1回につき 4,700円	832 千円	83,160 円
休日勤務手当	休日において正規の勤務時間中に勤務した場合1時間につき、1時間当たりの給与額の135%を支給	同		0 千円	0 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に20,800円～51,700円を支給	同		620 千円	620,000 円
管理職員特別勤務手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理職手当支給職員が緊急の必要により休日等に勤務した場合8,000円～10,000円を支給</li> <li>・6時間を超える場合は5割増</li> <li>・管理職手当支給職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により平日深夜に勤務した場合4,000円～5,000円を支給</li> </ul>	同		0 千円	0 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に対し、1時間当たりの給与額の25%を支給	同		0 千円	0 円
災害派遣手当	災害対策基本法等により災害応急対策又は災害不復旧のため住所を離れて南房総市の区域内に滞在することを要する場合。1日につき3,970円～6,620円を支給	同		0 千円	0 円

(2) 病院事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和5年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和 6年度	千円 692,482	千円 △ 75,829	千円 393,087	% 56.8	% 54.9

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 市町村平均 一人当たり給与費 千円
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和 6年度	人 40	千円 162,888	千円 56,777	千円 67,079	千円 286,744	千円 7,169	千円 7,465

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
 2 職員数は、令和7年3月31日現在の人数である。  
 3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

イ 特記事項  
なし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和7年4月1日現在）

区分	平均年齢 (歳・月)	基本給	平均月収額
医師	40.9 歳	514,980 円	954,743 円
医療技術員	46.0 歳	314,438 円	473,372 円
看護師・准看護師	49.9 歳	339,871 円	552,262 円
事務職員	48.3 歳	364,900 円	594,176 円
団体平均（医師）	43.8 歳	576,841 円	1,429,309 円
団体平均（看護師）	42.0 歳	315,921 円	517,999 円
団体平均（事務職員）	47.1 歳	335,568 円	526,889 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

南房総市(病院事業)		南房総市(一般行政職)	
1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,720 千円		1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,601 千円	
(令和5年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 (1.400) 月分	勤勉手当 2.10 月分 (1.000) 月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 (1.400) 月分	勤勉手当 2.10 月分 (1.000) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~20%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~20%	

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和7年4月1日現在）

南房総市（病院事業）			南房総市（一般行政職）		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 （割増率2%～20%）		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 （割増率2%～20%）	
（退職時特別昇給	なし）		（退職時特別昇給	なし）	
1人当たり平均支給額	16,481 千円		1人当たり平均支給額	17,492 千円	

（注）1 病院事業における退職手当の1人当たり平均支給額は、令和4年度から令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当

（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）			－ 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）			－ 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
－	0 %	－ 人	0 %

エ 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）		13,826 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）		493,786 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和6年度決算）		70.0 %		
手当の種類（手当数）		7種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （令和6年度決算）	左記職員に対する 支給単価
医務手当	富山国保病院医師	医師の医務	5,760 千円	月額 350,000円以内
研究手当	富山国保病院医師	医師の研究	0 千円	月額 200,000円以内
病菌検査手当	富山国保病院検査技師	検査技師の病菌検査	0 千円	月額 5,000円以内
調剤手当	富山国保病院薬剤師	薬剤師の調剤	36 千円	月額 3,000円以内
放射線照射従事者手当	富山国保病院技師、看護師、准看護師	放射線照射業務に従事した時	912 千円	月額 5,000円以内
夜間看護手当	富山国保病院看護師、准看護師	夜間看護に従事した時	7,118 千円	1回当たり6,500円
防疫手当	富山国保病院看護師、准看護師	新型コロナウイルス感染症に係る措置に従事した時	0 千円	1日当たり4,000円以内

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和5年度決算）	23,798 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	643 千円
支給実績（令和6年度決算）	18,604 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	503 千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和6年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当 (令和6年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の 制度との異同	一般行政職の 制度と異なる 内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配偶者 3,000円</li> <li>・子 11,500円</li> <li>・父母等 6,500円</li> </ul> (行政職8級の扶養親族 1人に係る手当額 <ul style="list-style-type: none"> <li>・配偶者 0円</li> <li>・父母等 3,500円)</li> </ul> ・満16歳の年度始めから 満22歳の年度末までの子 1人5,000円加算	同		5,748 千円	319,333 円
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・借家 (月額16,000円を超える場合)</li> <li>・家賃月額に応じて支給 (限度額 月額28,000円)</li> </ul>	同		1,470 千円	245,000 円
通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通機関等利用者 定期代等全額支給</li> <li>・交通用具等利用者 通勤距離に応じて支給 (限度額 月額54,300円)</li> </ul>	同		3,992,440 千円	110,901 円
宿日直手当	宿日直勤務を命じられた場 合には、その勤務1回につき 次の額を支給  医師 22,500円  医師以外の病院職員 7,700円	異	1回につき  4,700円	0 千円	0 円
休日勤務手当	休日において正規の勤務時 間中に勤務した場合1時間につ き、1時間当たりの給与額の 135%を支給	同		0 千円	0 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある 職員に20,800円～51,700円 を支給	同		732 千円	366,000 円
管理職員 特別勤務手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理職手当支給職員が緊 急の必要により休日等に勤 務した場合8,000円～10,000 円を支給</li> <li>・6時間を超える場合は5割増</li> <li>・管理職手当支給職員が災 害への対処その他の臨時又 は緊急の必要により平日深 夜に勤務した場合4,000円～ 5,000円を支給</li> </ul>	同		0 千円	0 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後 10時から翌日の午前5時まで の間に勤務した職員に対 し、1時間当たりの給与額の 25%を支給	同		4,063 千円	176,662 円
初任給調整手当	医師である職員のうち欠員の 補充が困難であると認め られる職にある職員、採用 の日から35年以内の期間 306,000円を超えない額を支 給	異	医師のみ支給	8,304 千円	2,768,000 円
災害派遣手当	災害対策基本法等により災 害応急対策又は災害不復旧 のため住所を離れて南房総 市の区域内に滞在するこ とを要する場合。1日につき 3,970円～6,620円を支給	同		0 千円	0 円